

## 福岡障害者職業能力開発校障害者対応自動販売機設置及び運営事業者募集要項

福岡障害者職業能力開発校では、飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を次により募集します。

### 1 応募に関する事項

#### (1) 物件

物件番号	所在地	設置場所	使用許可面積	位置図
1	福岡県北九州市若松区 蟹住 1728-1	厚生棟 1 階 売店コーナー	1 m <sup>2</sup>	別図①
2	福岡県北九州市若松区 蟹住 1728-1	厚生棟 1 階 売店コーナー	1 m <sup>2</sup>	別図②

※ それぞれ設置は1台とします。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障が生じる場合もありますので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をすること。

#### (2) 規模

- ① 訓練定員数 165 名
- ② 職員数 40 名
- ③ 休憩時間 12:15～13:15

### 2 応募資格要件

応募に参加する者は、次の要件をすべて満たす必要があります

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人または法人であること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有していないこと。
- (3) 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて応募に参加しようとするものではないこと
- (4) 自動販売機の設置・運営業務について、3年以上の実績を有する者であること
- (5) 応募書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること

### 3 条件等

#### (1) 使用許可の期間等

##### ① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする  
ただし、福岡県が必要と判断した場合、1年を超えない範囲で使用を更新することが

できることとし、5年を限度とする

② 使用料

応募のあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とする

物件ごとに事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に消費税及び地方消費税相当額を加算し得た額をもって年額使用料とする

なお、使用料は、各年度ごとに厚生労働省の発する納入通知書により、使用開始前又は使用許可年度開始前の厚生労働省が指定する期限までに当該年度分を全額納付すること

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む）、移転費等の一切の費用は事業者の負担とする

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は電気使用料のみとし、全額を事業者の負担とする。電気使用料（設置期間が1年に満たない場合はその期間の額）を当該期間の終了時の福岡県が指定する期限までに全額納付すること

④ 設置方法等

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、公募物件ごとに示した外形寸法を超えないものを設置すること。また、日本工業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従って、十分な転倒防止措置を講じるなど安全を確保すること

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること

① 使用許可の条件を遵守し、使用料等の費用を期限までに確実に納付すること

② 使用許可を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと

③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、福岡県の指示に従うこと。

④ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと

(3) 維持管理責任

次のことを遵守すること

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないこと。その場合にあっては、事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを福岡県に提出すること

② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと

③ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること

- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること

(4) 原状回復

事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を福岡県に請求することはできない

#### 4 応募申込手続き

(1) 申込方法

① 郵送の場合

申込受付期間：令和8年2月25日（水）から令和8年3月5日（木）必着

送付先：〒808-0122

福岡県北九州市若松区蛸住1728-1

福岡障害者職業能力開発校 庶務課

② 持参する場合

申込受付期間：令和8年2月25日（水）から令和8年3月5日（木）必着

各日9：00～17：00

送付先：〒808-0122

福岡県北九州市若松区蛸住1728-1

福岡障害者職業能力開発校 庶務課

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（福岡県所定様式）
- ② 誓約書（福岡県所定様式）、別紙 役員名簿
- ③ 販売品目（福岡県所定様式）
- ④ 自動販売機設置の実績を証明する書類（任意様式）

(3) その他

電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わないこと

#### 5 事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とします

(2) 公募物件に対し、最高の価格で応募申込みを行った者を物件ごとに選定し、事業者とする。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定する。（くじとなった場合は別途通知）。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としない

(3) 事業者の公表等

事業者の決定は、令和8年3月11日（水）の予定です。事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した事業者名を通知するとともに、福岡県ホームページに決定金額及び事業者の法人・個人の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します

## 6 使用許可申請の手続き

事業者に決定した者は、令和3年3月19日(木)までに、次の行政財産使用許可申請書等を提出すること

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（福岡県指定様式）
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）
- ④ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
  - 〈法人の場合〉・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書
  - 〈個人の場合〉・・・印鑑証明書（区市役所（町村役場）発行のもの）
- ⑤ 自動販売機の管理関係証明書（福岡県所定様式）
- ⑥ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

## 7 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すこと

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 事業者が応募者の資格を失った場合

## 8 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とする  
募集に関する問い合わせ先

福岡障害者職業能力開発校

電話：093-741-5431